Geep 制度規約

Geep 制度規約（以下、「本規約」といいます)は、株式会社日本デジタル研究所（以下、「弊社」といいます)が提供する Geep 制度の提供条件及び弊社と Geep 制度の利用を希望する者との間の権利義務に関する関係が定められており、弊社と Geep 制度の利用を希望する者との間に締結される契約に適用される利用規約です。
Geep 制度の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。
Geep 制度の利用を希望する者は、本規約に同意した場合、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。
また、本規約に同意した場合とは、弊社のホームページ等の同意画面において同意する旨のボタンをクリックした場合の他、同意画面の用意がない場合は利用規約が表示された後にインストールした場合や使用した場合を含むものとします。

（契約目的）

第 1 条　弊社製品の契約目的は、弊社の提供する取扱説明（以下「仕様」といいます）に従って、法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することができる製品をお客様に提供することとします。

（Geep 制度）

第 2 条　Geep 制度とは、弊社が提供するゼネラル・パートナー制度（Geep は、General partner の略称で、「ジープ」と称します)とし、弊社製品の導入促進を目的として弊社が提供する次の制度をいいます。また、Geep 制度の利用は、日本国内に限定します。

(1) 仕切販売制度

（ゼネラル・パートナー）

第 3 条　ゼネラル・パートナーとは、次の各号のいずれかに該当し、かつ入会を申し込み、弊社がこれを承諾したお客様をいいます。

(1) 税理士の登録または公認会計士の登録を受けているお客様
(2) 税理士の登録または公認会計士の登録を受けている方が代表者であるか、または経営に参加している法人

（入会）

第 4 条　入会しようとするお客様は、本規約を承諾のうえ、入会を申し込むものとします。

2. 弊社は、別途定める方法で入会申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に入会を承諾します。
3. 弊社が入会を承認した時点で、入会しようとするお客様と弊社との間に会員契約が成立し、同時に、入会しようとするお客様は、ゼネラル・パートナー（以下「Geep 会員」といいます)となります。

（審査）

第 5 条　弊社は、審査の結果、入会申込をしたお客様が次の各号のいずれかに該当することがわかった場合、そのお客様の入会を承諾しないことがあります。

(1) 第 3 条各号の Geep 会員としての資格を有するお客様でないこと。
(2) 入会申込の手続に不備があること。
(3) 既に弊社との間で取引があり、弊社に対する債務の支払が相当の期間を超えて滞っていること。
(4) 本規約に違反して会員契約を解約されたことがあること。

（変更の届出）

第 6 条　Geep 会員は、名称、住所、電話番号等弊社への申込内容に変更があった場合は、すみやかにその旨を弊社所定の方法により弊社に届け出るものとします。

（Geep 会員からの解約）

第 7 条　Geep 会員は、いつでも弊社所定の方法で会員契約を解約し、Geep 制度を退会することができます。

（弊社からの通知）

第 8 条　弊社から Geep 会員への通知は、本サイトへの掲載または電子メールの送信等、弊社が定める方法により行います。

2. 弊社が Geep 会員に対し、前項の通知を行った場合 Geep 会員は当該通知を受領したものとみなします。

（利用停止、解約）

第 9 条　弊社は、Geep 会員が本規約の一に違反し、もしくは第 2 条の Geep 制度の目的に照らして不適切な行為を行ったと弊社が判断したとき、または Geep 会員に第 5 条第 3 号の事由が生じたと弊社が判断したときは、Geep 会員に対し、事前に通知することなく Geep 制度の全部または一部の利用を停止し、または会員契約を解約することができます。

（サービス、制度の停止または廃止）

第 10 条　弊社は、Geep 制度の利用状況、社会情勢の変動、経済環境の変動、Geep 制度の運営状況その他の事情を判断し、Geep 制度の一部または全部を何時でも停止しまたは廃止できるものとします。

2. Geep 制度の一部または全部を廃止する場合、廃止前の弊社が相当と判断する期間に、Geep 会員に対して通知を行います。
3. 弊社が予期し得ない事由、法令の改廃、天災等のやむを得ない事由で廃止する場合において、相当期間前の通知が不能な場合であっても、弊社は可能な限り速やかに Geep 会員に対して通知するものとします。
4. 本条に定める手続きに従って通知がなされたとき、弊社は Geep 制度の停止または廃止の結果について何ら責任を負わないものとします。

（会員契約の終了）

第 11 条　Geep 会員が第 3 条各号の Geep 会員としての資格を喪失した場合その他本規約で定める場合、会員契約は自動的に終了します。

（権利の消滅）

第 12 条　Geep 会員は、会員契約が解約または終了となった場合、Geep 会員としてのすべての権利を失います。

（仕切販売制度）

第 13 条　仕切販売制度とは、Geep 会員が、弊社指定のソフトウエア製品を弊社の定める仕切販売価格で買い入れ、Geep 会員の顧問先に商品として販売することができる制度です。なお、顧問先とは、Geep 会員が法令に基づく、税務書類の作成、財務書類の作成、会計帳簿等及びその他の書類を、書面または電磁的記録によって作成し、提出することに関する取引を行う者であってソフトウエア製品の最終使用者となる者とし、以下「顧客」といいます。

（Geep 会員による販売価格の決定）

第 14 条　Geep 会員の顧客に対するソフトウエア製品の販売価格は、Geep 会員が決定します。

（販売地域）

第 15 条　Geep 会員および弊社は、ソフトウエア製品の販売地域について相互に限定しません。

（返品制限）

第 16 条　Geep 会員は、弊社から購入したソフトウエア製品を弊社に返品することができません。

（顧客と弊社の直接取引）

第 17 条　次の各号のサービスおよび取引等については、最終使用者である顧客に対して弊社が直接提供するものとします。

(1) ソフトウエア製品の使用許諾契約
(2) ソフトウエア製品に関する保守サービス
(3) 弊社の指定するユースウェアサービス
(4) 弊社の指定するサプライ商品の販売

（顧客への推奨）

第 18 条　Geep 会員は、仕切販売に際し、顧客がソフトウエア製品を良好な環境で使用できるようにするため、弊社が提供する各種保守サービスおよび弊社の指定するサプライ商品の利用を、当該顧客に対して推奨することに努めます。

2. Geep 会員は、当該顧客がソフトウエア製品について弊社から必要なサポートを受けられるようにするため、弊社へのユーザー登録を行うよう、当該顧客に対して推奨することに努めます。

（Geep 会員経由の交換手続き）

第 19 条　弊社は、ソフトウエア製品の物理的な欠陥による仕様不適合について、次の約条により、受領から 30 日以内の通知に対して良品への交換を Geep 会員の顧客に保証しています。この場合、通知受理後の交換の手続きについては、弊社は顧客に対して直接責任を負わず、弊社は良品を Geep 会員へ交付し、Geep 会員を経由して、Geep 会員から良品を提供するものとします。また、この顧客から 30 日以内の通知があった場合の良品への交換は、当該ソフトウエア製品の Geep 会員に対する納品日の翌月 1 日から 6 ヶ月を期限とします。Geep 会員は、通知があった場合の良品への交換手続きを当該期限までに完了させるものとします。

（ソフトウエア製品の検査・通知及び保証）

第 20 条　弊社はパッケージで提供したソフトウエアを記録した CD 等の媒体に破損等の物理的な欠陥があった場合、ソフトウエア製品がお客様に到着した日より 30 日以内に限り、当該媒体を無償で交換します。

2. 前項で定める弊社の責任は、ソフトウエア製品及び付属のハードウエアの仕様不適合に起因して弊社がお客様に対して負担する全ての法的責任であり、法令上の履行追完請求、代金減額請求、契約の解除または損害賠償責任に代わるものとします。

3. 弊社は、ソフトウエア製品に不具合のないこと、ソフトウエア製品の使用によってお客様及び第三者に損害を与えないこと等製品としての完全性を保証しないものとします。

（仕切販売の対象外）

第 21 条　仕切販売制度は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用することができません。

(1) Geep 会員がソフトウエア製品を自ら使用する場合。

(2) Geep 会員の顧客が、第 3 条各号の Geep 会員としての資格を有する場合。
(3) Geep 会員の顧客が法形式上は Geep 会員と別人格となる法人および団体等であっても、顧客と Geep 会員双方の代表者が同一人か、または他方と親族関係にある場合。

（個人情報の利用目的）

第 22 条　弊社は、Geep 会員から収集した個人情報（以下、単に「個人情報」といいます)を、次の各号の利用目的の範囲内で取り扱います。

(1) Geep 会員の個人情報は、コンピュータシステムの設計、製造、販売、保守等弊社の営む事業に関する製品、商品、サービス等の Geep 会員への提供の他、これらに付帯関連するサービスの提供等弊社の事業遂行に必要な範囲においても収集し利用されます。
(2) Geep 会員の個人情報は、航空運送事業を営む弊社の連結対象会社に関するサービスを弊社から Geep 会員に提供するために収集し利用されます。
(3) 弊社は、Geep 会員の個人情報を DM 等によるアンケートへのお願い等の方法により収集することがあります。また、修理、配送及び郵便物の発送等弊社業務の一部を外部の業者に委託することがあります。
(4) Geep 会員の個人情報は、法令等に基づく場合又は Geep 会員の事前の同意がある場合に限り、第三者へ、第三者提供されます。

（弊社の責任）

第 23 条　弊社は請求原因のいかんにかかわらず、入力データの消失、破損等、弊社提供のハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービス、サポートサービス等、Geep 制度に起因して Geep 会員生じた、通常の損害、特別の事情による損害（損害発生につき弊社が予見すべきであった場合を含むものとします)、逸失利益及び第三者からの賠償その他の請求による損害について、一切責任を負わないものとします。

2. 前項の規定は、弊社に故意または重過失がある場合には適用しないものとします。
3. 本契約のもとにおいて弊社が損害賠償責任を負う場合、弊社は仕様不適合と判断した症状の発生源となった弊社提供のハードウエア製品、ソフトウエア製品、サプライ商品、ユースウェアサービス、保守サービス、Web サービスまたはサポートサービスについて、それぞれ当該ハードウエア製品、当該ソフトウエア製品、当該サプライ商品、当該ユースウェアサービス、当該保守サービス、当該 Web サービスまたは当該サポートサービスの見積書記載の定価に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとし、見積書がない場合はそれぞれの販売価格に相当する額を限度額として賠償責任を負うものとします。

（合意管轄）

第 24 条　本規約は日本国の法律に準拠し、本規約に関連、付随して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（簡易裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は平成 16 年 10 月 1 日から実施します。

改正実施　平成 17 年 4 月 6 日
平成 19 年 3 月 27 日
平成 19 年 10 月 15 日
平成 20 年 1 月 22 日
平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 27 日

平成 22 年 8 月 2 日
令和 2 年 3 月 16 日
令和 5 年 10 月 2 日

以上

【20082　v10】